

改定案（R2.0版）	現行（H29.3版）	備考
<p style="text-align: center;">官庁営繕事業に係る完了後の事後評価手法</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 8 月 17 日 国営計第 102 号 最終改定 <u>令和 2 年 3 月 0 日 国営施第 〇 号</u></p> <p>1. 目的 本手法は、「官庁営繕事業に係る完了後の事後評価実施要領細目」（平成 23 年 4 月 1 日付け国営施第 31 号）第 6 の 1. に基づき事後評価における対応方針を取りまとめるための基準を示し、評価の客観性を確保することを目的とする。</p> <p>2. 事後評価の手順 官庁営繕事業に係る事後評価は、別紙 1 に示す手順により行い、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領」（平成 23 年 4 月 1 日付け国官総第 357 号、国官技第 422 号）（以下「実施要領」という。）第 4 の 1（3）に示される対応方針（案）を取りまとめる。</p> <p>3. 事後評価の考え方 実施要領第 5 の 3 に定められた「事後評価の視点」からの事後評価の考え方は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」の確認・分析 費用対効果分析の算定基礎となった事業に関する基礎的な数値（費用、需要、事業期間等）について、可能な限り前回評価（新規事業採択時評価又は再評価をいう。以下同じ。）の時点の想定・予測と事後の実績を比較し、その結果について原因を分析する。</p> <p>(2) 「事業の効果の発現状況」の確認・分析 前回評価の時点において想定した事業の効果と同等以上の効果が適切に発現しているかを確認する。特に、前回評価時における想定と供用開始後の効果の発現状況を比較し、その結果について原因を分析する。<u>また、景観性、耐用性、保全性の評価項目について、供用開始後の効果の発現状況を確認する。</u></p> <p>(3) 「事業実施による環境の変化」の確認・分析 事業の実施により周辺の環境に及ぼした影響について確認し、その内容と原因</p>	<p style="text-align: center;">官庁営繕事業に係る完了後の事後評価手法</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 8 月 17 日 国営計第 102 号 最終改定 <u>平成 29 年 3 月 29 日 国営施第 27 号</u></p> <p>1. 目的 本手法は、「官庁営繕事業に係る完了後の事後評価実施要領細目」（平成 23 年 4 月 1 日付け国営施第 31 号）第 6 の 1. に基づき事後評価における対応方針を取りまとめるための基準を示し、評価の客観性を確保することを目的とする。</p> <p>2. 事後評価の手順 官庁営繕事業に係る事後評価は、別紙 1 に示す手順により行い、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領」（平成 23 年 4 月 1 日付け国官総第 357 号、国官技第 422 号）（以下「実施要領」という。）第 4 の 1（3）に示される対応方針（案）を取りまとめる。</p> <p>3. 事後評価の考え方 実施要領第 5 の 3 に定められた「事後評価の視点」からの事後評価の考え方は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」の確認・分析 費用対効果分析の算定基礎となった事業に関する基礎的な数値（費用、需要、事業期間等）について、可能な限り前回評価（新規事業採択時評価又は再評価をいう。以下同じ。）の時点の想定・予測と事後の実績を比較し、その結果について原因を分析する。</p> <p>(2) 「事業の効果の発現状況」の確認・分析 前回評価の時点において想定した事業の効果と同等以上の効果が適切に発現しているかを確認する。特に、前回評価時における想定と供用開始後の効果の発現状況を比較し、その結果について原因を分析する。</p> <p>(3) 「事業実施による環境の変化」の確認・分析 事業の実施により周辺の環境に及ぼした影響について確認し、その内容と原因</p>	

改定案（R2.0版）	現行（H29.3版）	備考
<p>を分析する。</p> <p>(4)「社会経済情勢の変化」の確認・整理 事業に係る外部要因の変化に伴い、想定より費用が増加し、当初想定されていた事業効果が発現せず、又は環境へ影響が及ぶことがある。そのため、(1)から(3)までの視点について考察する際に無視できない外部要因を整理する。</p> <p>(5)「今後の事後評価の必要性」の検討 事業の効果の発現状況や想定される社会経済情勢等の変化等に着目し、(1)から(3)までの確認・分析を踏まえ、今後の事後評価の必要性について検討する。</p> <p>(6)「改善措置の必要性」の検討 (1)から(3)までの確認・分析によって把握される事業の達成度又は効果の発現状況等を踏まえ、当初想定された効果が十分に発現していない場合等において、適切な改善措置について検討を行う。</p> <p>(7)「同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性」の検討・整理 (1)から(6)までを通じて明らかになった、同種事業の計画・調査の在り方や事業評価手法についての課題を整理するとともに、大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室に報告する。</p> <p>4. 事後評価の方法 3. (1)及び(2)の確認・分析は、原則として「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法」に定める評価の方法により「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の各評点を算出して行う。ただし、供用開始後の効果の発現状況の確認は、別紙2-1及び別紙2-2による。 事後評価は、事業完了時点を基準とし、その際、既存のデータを活用することを基本とするが、必要に応じて現地調査等を実施するものとする。また、事後評価の実施に当たり、顧客満足度(CS)調査などのデータやCASBEEなど他の評価手法による評価がある場合は、これらの結果のうち、施設整備に関する部分について参考にする。</p> <p>5. 対応方針（案）の取りまとめ</p>	<p>を分析する。</p> <p>(4)「社会経済情勢の変化」の確認・整理 事業に係る外部要因の変化に伴い、想定より費用が増加し、当初想定されていた事業効果が発現せず、又は環境へ影響が及ぶことがある。そのため、(1)から(3)までの視点について考察する際に無視できない外部要因を整理する。</p> <p>(5)「今後の事後評価の必要性」の検討 事業の効果の発現状況や想定される社会経済情勢等の変化等に着目し、(1)から(3)までの確認・分析を踏まえ、今後の事後評価の必要性について検討する。</p> <p>(6)「改善措置の必要性」の検討 (1)から(3)までの確認・分析によって把握される事業の達成度又は効果の発現状況等を踏まえ、当初想定された効果が十分に発現していない場合等において、適切な改善措置について検討を行う。</p> <p>(7)「同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性」の検討・整理 (1)から(6)までを通じて明らかになった、同種事業の計画・調査の在り方や事業評価手法についての課題を整理するとともに、大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室に報告する。</p> <p>4. 事後評価の方法 3. (1)及び(2)の確認・分析は、原則として「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法」に定める評価の方法により「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の各評点を算出して行う。ただし、供用開始後の効果の発現状況の確認は、別紙2-1及び別紙2-2による。 事後評価は、事業完了時点を基準とし、その際、既存のデータを活用することを基本とするが、必要に応じて現地調査等を実施するものとする。また、事後評価の実施に当たり、顧客満足度(CS)調査などのデータやCASBEEなど他の評価手法による評価がある場合は、これらの結果のうち、施設整備に関する部分について参考にする。</p> <p>5. 対応方針（案）の取りまとめ</p>	

改定案（R2.0版）	現行（H29.3版）	備考
<p>対応方針（案）は、3.（5）及び（6）の検討を踏まえ、総合的に判断して取りまとめる。</p> <p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">官庁営繕事業に係る完了後の事後評価の実施手順</p> <p>注)(1)～(7)は、実施要領に示された事後評価の7つの視点に対応</p> <p>START</p> <p>事業効果等の確認・分析</p> <p>(1)「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」の確認・分析 (2)「事業の効果の発現状況」の確認・分析 (3)「事業実施による環境の変化」の確認・分析 ※上記(1)～(3)の実施に当たって、(4)「社会経済情勢の変化」の確認を行い、無視できない外部要因を整理する。</p> <p>改善措置等の必要性の検討</p> <p>(5)「今後の事後評価の必要性」に関する検討 (6)「改善措置の必要性」の検討</p> <p>対応方針(案)の取りまとめ</p> <p>事業評価監視委員会の意見を聴き、必要に応じて対応方針(案)を修正 ※必要に応じ、改善措置の内容、実施主体等について関係機関と調整</p> <p>(7)「同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し」の必要性の検討 ※見直しの必要性がある場合は、その内容を官庁営繕部設備施設評価室に報告する。</p> <p>対応方針の決定</p>	<p>対応方針（案）は、3.（5）及び（6）の検討を踏まえ、総合的に判断して取りまとめる。</p> <p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">官庁営繕事業に係る完了後の事後評価の実施手順</p> <p>注)(1)～(7)は、実施要領に示された事後評価の7つの視点に対応</p> <p>START</p> <p>事業効果等の確認・分析</p> <p>(1)「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」の確認・分析 (2)「事業の効果の発現状況」の確認・分析 (3)「事業実施による環境の変化」の確認・分析 ※上記(1)～(3)の実施に当たって、(4)「社会経済情勢の変化」の確認を行い、無視できない外部要因を整理する。</p> <p>改善措置等の必要性の検討</p> <p>(5)「今後の事後評価の必要性」に関する検討 (6)「改善措置の必要性」の検討</p> <p>対応方針(案)の取りまとめ</p> <p>事業評価監視委員会の意見を聴き、必要に応じて対応方針(案)を修正 ※必要に応じ、改善措置の内容、実施主体等について関係機関と調整</p> <p>(7)「同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し」の必要性の検討 ※見直しの必要性がある場合は、その内容を官庁営繕部設備施設評価室に報告する。</p> <p>対応方針の決定</p>	

改定案 (R2.0版)

現行 (H29.3版)

備考

事業計画の効果 (施策に基づく付加機能) の発現状況を確認する際に参照する事項			別紙2-2
分類	評価項目	確認する内容の概要 (注1)	主な発現内容の概要 (注2)
社会性	地域性	「官庁施設の基本的性能基準」(R2)に基づき、地域の特性とともに、地域の活性化や地域社会への貢献に配慮されている。	地域の集大成促進、一部に活用されている。 地域の活性化を図るため、災害時の一時避難場所としての機能を確保している。(R4) 地域の活性化を図るため、災害時の地域づくりに関する施策 (R5) に基づく推進活動を行っている。 地域独自の特性を活かした、オープンスペース、駐車場の共有や地域と一体となって利用可能な施設を行っている。
	親近性	「官庁施設の基本的性能基準」(R2)に基づき、地域の特性を考慮しつつ、周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成に配慮されている。	地域の集大成促進、一部に活用されている。 地域の集大成促進、近辺環境と一体的な景観を確保している。 ファウンテンプ、彫刻祭、賞賛祭典等により、地域の集大成、意見表明機会を設け、歴史をあらわに顕在化を図っている。
環境保全性	環境保全性	「官庁施設の環境保全性能基準」(R2)に基づき、特定業務を行う場合は、建築物に起因するエネルギーの消費の削減の一環の促進のために配慮すべき基準 (R7) を満たしている。	BEI (R9) 【実施数値】 ① 外断熱遮熱性 (U値) に関する規定が適用されている (R11) ② 断熱性能評価システム (CASBEI) による建築物の環境効果評価 (R11) ③ 再生エネルギー利用促進 (R12)
	木材利用促進	「官庁施設の環境保全性能基準」(R2)に基づき、特定業務を行う場合は、建築物に起因するエネルギー消費削減 (R8) を満たしている。	BEI (R9) 【実施数値】 ① 再生木材の活用促進 (R13) に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物の環境性能を向上させている。 建築物の環境性能向上促進 (R13) に基づき、地方自治体、また民間企業、事業者等と連携して、デザイン計画等と連携し、設計段階から評価を実施した。
機能性	ユニバーサルデザイン	「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」(R15) に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物の環境性能を向上させている。	建築物のユニバーサルデザインに関する規定 (R15) に適合している。 建築物のユニバーサルデザインに関する規定 (R15) に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物の環境性能を向上させている。 建築物のユニバーサルデザインに関する規定 (R15) に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物の環境性能を向上させている。
	防災性	「官庁施設の耐震・対震計画基準」(R18) に基づき、大地震動後、構造体の健全性を確保することと建築物の耐震性を確保することとを併せて、人命の安全確保に貢献する建築物の耐震性を向上させている。	構造体の耐震安全性の目標を達成 (地震力に対する必要保有水平耐力が1.25倍相当) した。 構造体の耐震安全性の目標を達成 (地震力に対する必要保有水平耐力が1.5倍相当) した。 耐震に関する特別な対策を行った。 耐震に関する特別な対策を行った。
経済性	耐用性	「官庁施設の基本的性能基準」(R2)に基づき、目標とする使用期間を考慮し、適切な構造体及び設備の維持管理により、大規模な修繕 (R17) をせずに済むことにより、大規模な修繕を回避し、長期にわたる維持管理に必要となる性能を確保している。	65年程度使用するのに必要な性能を確保した。 100年程度使用するのに必要な性能を確保した。 目標とする使用期間に耐え、ライフサイクルコストを削減した。 目標とする使用期間に耐え、ライフサイクルコストを削減した。
	健全性	「官庁施設の基本的性能基準」(R2)に基づき、清掃、点検、保守等の維持管理及び材料、設備等の更新が、効率的かつ安全に行える。	清掃を容易にするための性能を確保した。 メンテナンスとメンテナンス計画を確保した。 点検の効率化を図るための性能を確保した。 メンテナンス計画の作成を確保した。

施策に基づく付加機能 (R2) の発現状況チェックリスト				別紙2-2	
分類	評価項目	評価	取組状況	評価結果	
社会性	地域性	A	特に充実した取組がなされている。	他の施設がほぼ以上取組がなされている。	<高取組1> 地域活性化を図るための施策 (R5) に関する取組が実施されている。
		B	充実した取組がなされている。	他の施設がほぼ取組がなされている。	<高取組1> 地域活性化を図るための施策 (R5) に関する取組が実施されている。
	C	一般的な取組がなされている。	取組する主体、内容、計画、協賛等が図られている。	<高取組1> 地域活性化を図るための施策 (R5) に関する取組が実施されている。	
	D	一般的な取組がなされていない。			
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がなされている。	他の施設がほぼ以上取組がなされている。	<高取組1> 再生エネルギーの活用促進 (R13) に関する取組が実施されている。
		B	充実した取組がなされている。	他の施設がほぼ取組がなされている。	<高取組1> 再生エネルギーの活用促進 (R13) に関する取組が実施されている。
	C	一般的な取組がなされている。	取組する主体、内容、計画、協賛等が図られている。	<高取組1> 再生エネルギーの活用促進 (R13) に関する取組が実施されている。	
	D	一般的な取組がなされていない。			
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がなされている。	他の施設がほぼ以上取組がなされている。	<高取組1> ユニバーサルデザインに関する取組が実施されている。
		B	充実した取組がなされている。	他の施設がほぼ取組がなされている。	<高取組1> ユニバーサルデザインに関する取組が実施されている。
	C	一般的な取組がなされている。	取組する主体、内容、計画、協賛等が図られている。	<高取組1> ユニバーサルデザインに関する取組が実施されている。	
	D	一般的な取組がなされていない。			
安全性	防災性	A	「官庁施設の耐震・対震計画基準」に基づき、取組がなされているほか、特に地震に必要となる特別な対策が実施されている。	他の施設がほぼ以上取組がなされている。	<高取組1> 地震に必要となる特別な対策が実施されている。
		B	「官庁施設の耐震・対震計画基準」に基づき、取組がなされているほか、地震に必要となる特別な対策が実施されている。	他の施設がほぼ取組がなされている。	<高取組1> 地震に必要となる特別な対策が実施されている。
	C	「官庁施設の耐震・対震計画基準」に基づき、取組がなされている。	取組する主体、内容、計画、協賛等が図られている。	<高取組1> 地震に必要となる特別な対策が実施されている。	
	D	「官庁施設の耐震・対震計画基準」に基づき、取組がなされていない。			
経済性	耐用性	A	「官庁施設の環境保全性能基準」に基づき、取組がなされているほか、65年程度使用するのに必要な性能を確保している。	他の施設がほぼ以上取組がなされている。	<高取組1> 65年程度使用するのに必要な性能を確保している。
		B	「官庁施設の環境保全性能基準」に基づき、取組がなされているほか、65年程度使用するのに必要な性能を確保している。	他の施設がほぼ取組がなされている。	<高取組1> 65年程度使用するのに必要な性能を確保している。
	C	「官庁施設の環境保全性能基準」に基づき、取組がなされている。	取組する主体、内容、計画、協賛等が図られている。	<高取組1> 65年程度使用するのに必要な性能を確保している。	
	D	「官庁施設の環境保全性能基準」に基づき、取組がなされていない。			
環境保全性	木材利用促進	A	特に充実した取組がなされている。	他の施設がほぼ以上取組がなされている。	<高取組1> 再生木材の活用促進 (R13) に関する取組が実施されている。
		B	充実した取組がなされている。	他の施設がほぼ取組がなされている。	<高取組1> 再生木材の活用促進 (R13) に関する取組が実施されている。
	C	一般的な取組がなされている。	取組する主体、内容、計画、協賛等が図られている。	<高取組1> 再生木材の活用促進 (R13) に関する取組が実施されている。	
	D	一般的な取組がなされていない。			
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がなされている。	他の施設がほぼ以上取組がなされている。	<高取組1> ユニバーサルデザインに関する取組が実施されている。
		B	充実した取組がなされている。	他の施設がほぼ取組がなされている。	<高取組1> ユニバーサルデザインに関する取組が実施されている。
	C	一般的な取組がなされている。	取組する主体、内容、計画、協賛等が図られている。	<高取組1> ユニバーサルデザインに関する取組が実施されている。	
	D	一般的な取組がなされていない。			
安全性	防災性	A	「官庁施設の耐震・対震計画基準」に基づき、取組がなされているほか、特に地震に必要となる特別な対策が実施されている。	他の施設がほぼ以上取組がなされている。	<高取組1> 地震に必要となる特別な対策が実施されている。
		B	「官庁施設の耐震・対震計画基準」に基づき、取組がなされているほか、地震に必要となる特別な対策が実施されている。	他の施設がほぼ取組がなされている。	<高取組1> 地震に必要となる特別な対策が実施されている。
	C	「官庁施設の耐震・対震計画基準」に基づき、取組がなされている。	取組する主体、内容、計画、協賛等が図られている。	<高取組1> 地震に必要となる特別な対策が実施されている。	
	D	「官庁施設の耐震・対震計画基準」に基づき、取組がなされていない。			
環境保全性	木材利用促進	A	特に充実した取組がなされている。	他の施設がほぼ以上取組がなされている。	<高取組1> 再生木材の活用促進 (R13) に関する取組が実施されている。
		B	充実した取組がなされている。	他の施設がほぼ取組がなされている。	<高取組1> 再生木材の活用促進 (R13) に関する取組が実施されている。
	C	一般的な取組がなされている。	取組する主体、内容、計画、協賛等が図られている。	<高取組1> 再生木材の活用促進 (R13) に関する取組が実施されている。	
	D	一般的な取組がなされていない。			

施策の取組み数による評価から、主な取組内容の評価する手法に改定。

(新)

事業計画の効果(施策に基づく付加機能)の発現状況を確認する際に参照する事項

別紙2-2

分類	評価項目	確保する性能の水準(※1)	主な取組内容の例(※2)
社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> 官庁施設の基本的性能基準(※3)に基づき、地域の特性とともに、地域の活性化等地域社会への貢献について配慮されている。 官庁施設の基本的性能基準(※3)に基づき、地域の特性について配慮されている。 	<p>地域の風土へ配慮し、一部に瓦を採用した。</p> <p>地域の防災へ貢献するため、災害時の一時避難場所としての機能を確保した。(※4)</p> <p>地域の防災へ貢献するため、津波防災地域づくりに関する法律(※5)に基づく指定避難施設とした。(※4)</p> <p>地域住民の利便性向上のため、地方公共団体等と連携し策定する「国公有財産の最適利用プラン」に基づく整備を行った。</p> <p>地域住民の利便性向上のため、オープンスペース、駐車場の共用等地域と一体となって利用する空間の整備を行った。</p>
	景観性	<ul style="list-style-type: none"> 官庁施設の基本的性能基準(※3)に基づき、地域の特性を考慮しつつ、周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成について配慮されている。 官庁施設の基本的性能基準(※3)に基づき、周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成について配慮されている。 	<p>地域の風土へ配慮し、一部に漆喰を採用した。</p> <p>地域の景観へ配慮し、圧迫感を与えない建物高さとした。</p> <p>ワークショップ、懇談会、景観協議会等により、地域の要望、意見を聞く機会を設け、歴史的まちなみに調和する色彩とした。</p>
環境保全性	環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> 官庁施設の環境保全性基準(※6)に基づき、特定事務庁舎を新築する場合は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準(※7)を満たしている。 官庁施設の環境保全性基準(※6)に基づき、特定事務庁舎を新築する場合以外は、建築物エネルギー消費性能基準(※8)を満たしている。 	<p>BEI(※9)：【実施数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外断熱工法、Low-E複層ガラスを採用した(※10) <p>クール・ヒートレンチを利用した空調システムを採用した(※11)</p> <p>建築環境総合評価システム(CASBEI)による建築物の環境効率(BEE値)：【実施数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水利用施設を設置した(※12)
	木材利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物における木材の利用の促進のための計画(※13)に基づき、木造化(※14)、内装等の木質化が図られている。 	<p>耐火建築物等とすることが求められる低い低層の建築物において、木造化(※14)を図った。</p> <p>国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分の内装等の木質化を図った。</p> <p>木造化(※14)・内装等の木質化に当たって、CLT等の新たな木質部材を利用した。</p> <p>耐火建築物等とすることが求められる建築物又は中・高層の建築物において、木造化(※14)を図った。</p>
機能性	ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(※15)に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(※15)に基づき、その他の施設については、建築物移動等円滑化基準を満たしている。 	<p>建築物移動等円滑化基準(※16)に適合している。</p> <p>建築物移動等円滑化誘導基準(※17)に適合している。</p> <p>地方公共団体、まちづくり協議会、障害者団体等から意見聴取を行い、サイン計画等に反映した。</p> <p>設計、施工の各段階において、障害者団体等から意見聴取を行い、トイレの配置、各種動線、サイン計画等に反映した。維持管理段階で当該団体等から評価を受けた。</p>
安全性	防災性	<ul style="list-style-type: none"> 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(※18)に基づき、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための十分な機能確保が図られている。 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(※19)に基づき、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための機能確保が図られている。 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(※18)に基づき、大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。 	<p>構造体の耐震安全性の目標をⅡ類(地震力に対する各階の必要保有水平耐力を1.25倍相当)とした。</p> <p>構造体の耐震安全性の目標をⅠ類(地震力に対する各階の必要保有水平耐力を1.5倍相当)とした。</p> <p>津波に対する特別な対策を行った。</p> <p>浸水に対する特別な対策を行った。</p> <p>大地震動後のライフライン途絶時における業務継続のための特別な対策を行った。</p>
経済性	耐用性	<ul style="list-style-type: none"> 官庁施設の基本的性能基準(※19)に基づき、目標とする使用期間を考慮し、適切に構造体及び被覆等の修繕等(ただし、大規模な修繕を除く。)をすることにより、大規模な修繕を行わずに、長期的に構造耐力上必要な性能を確保できる。 	<p>65年程度使用するために構造耐力上必要な性能を確保した。</p> <p>100年程度使用するために構造耐力上必要な性能を確保した。</p> <p>目標とする使用期間に対しライフサイクルコストを最適化した。</p> <p>将来の模様替えに配慮した階高を確保した。</p> <p>将来の模様替えに配慮し、可動間仕切を活用した。</p> <p>将来の機器更新に配慮した設備スペースを確保した。</p>
	保全性	<ul style="list-style-type: none"> 官庁施設の基本的性能基準(※19)に基づき、清掃、点検・保守等の維持管理及び材料、機器等の更新が、効率的かつ安全に行える。 	<p>清掃を容易にするため光触媒を採用した。</p> <p>メンテナンスビットやメンテナンスバルコニーなどを整備した。</p> <p>将来の機器変更に配慮して設備スペースを確保した。</p> <p>スケルトン・イン・フィル方式を採用し、構造体と建築設備を分離した。</p>

※1 評価の実施主体が評価(案)を作成する際に、個別の事業特性に応じて本表に記載のない付加機能を加えることを妨げない。

※2 評価の実施主体が評価(案)を作成する際は、個別の事業特性に応じて具体的な取組内容を記載すること、定量的に示せる内容については、定量的に示すこと、本表に記載のない取組内容を加えることができる。

※3 「官庁施設の基本的性能基準」(平成25年3月29日国営整第197号、国営整第134号)のうち、地域性に関する性能による。

※4 地方公共団体からの要請に応えた計画とする等、地域の防災へ貢献する場合は、「地域性」に記載する。その他の防災上の対応については、「防災性」に記載する。

※5 「津波防災地域づくりに関する法律」(平成23年法律第123号)による。

※6 「官庁施設の環境保全性基準」(平成23年3月31日国営環第5号)による。

※7 「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)による。

※8 「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)のうち第一章による。

※9 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除いたものをいう。

※10 一次エネルギー消費量の削減効果が高いと考えられる計画(Webプログラム(ウェブブラウザ)上で使用する省エネルギー基準に準拠したプログラム。以下同じ。)上、評価に反映されるものを記載する。

※11 一次エネルギー消費量の削減効果が高いと考えられる計画(Webプログラム上、評価に反映されないもの、クール・ヒートレンチを利用した空調システム、デシカント空調システム、CO2濃度による外気量制御など)を記載する。

※12 CASBEI上、建築物の環境品質の向上や環境負荷の低減に対して効果が高いと考えられる計画を記載する。

※13 「公共建築における木材の利用促進のための計画」(平成23年5月10日)による。

※14 「木造化」とは、構造体梁上主要な部分の一部又は全部に木材を利用することをいう。

※15 「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」(平成18年3月31日国営整第157号、国営整第163号)による。

※16 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」(平成18年12月8日政令第379号)による。

※17 「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令」(平成18年12月15日国土交通省令第114号)による。

※18 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成25年3月29日国営計第126号、国営整第198号、国営整第135号)による。

※19 「官庁施設の基本的性能基準」(平成27年3月31日付け国営整第299号、国営整第162号)のうち、経済性に関する性能による。

施策に基づく付加機能(B2)の発現状況チェックリスト

別紙2-2

分類	評価項目	評語	取組状況	評価要領			
社会性	地域性	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	<施策※1> 地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携(シビックコア、合築、地域防災へ貢献する取組、施設・駐車場の共用、敷地の一体利用など) / 既存建築物(歴史的建築物)の有効利用 / 跡地の有効活用(地方公共団体による活用など) / 地域性のある材料の採用 / 地域住民との連携(ワークショップ、懇談会など) / オープンスペースの設置		
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。			
		C	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。			
		D	一般的な取組がなされていない。				
	景観性	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。		<施策※1> 歴史・文化及び風土への配慮 / 歴史的まなみの保存・再生 / 周辺自然環境への配慮 / 周辺の都市環境への配慮 / 跡地の有効活用(景観形成、文化財保護など)	
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。			
		C	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。			
		D	一般的な取組がなされていない。				
環境保全性	環境保全性	A	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、特に充実した環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。	右の施策が4つ以上取り組まれている。	<施策※1> 特別な省エネ機器の導入(水蓄熱、照明制御、アモルファス変圧器など) / 蓄電池 / 緑化のための特別な対策(屋上緑化など) / 自然エネルギー利用のための特別な対策(太陽光発電、風力発電など) / 水資源の有効活用のための特別な対策(雨水利用設備など) / 外断熱 / 高性能ガラス		
		B	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、充実した環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。			
		C	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、一般的な環境負荷の低減化が行われている。	省エネ型器具などの導入が計画されている。(LED照明、高効率変圧器、エコケーブル、ノンフロン機器、高効率熱源、VAV、VWV、節水設備など)			
		D	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされていないなど、一般的な環境負荷の低減化が行われていない。				
	木材利用促進	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。		<施策※3> 木造化 / 内装等の木質化 / 木質バイオマスを燃料とする機器の設置	
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。			
		C	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。			
		D	一般的な取組がなされていない。				
	機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がなされている。		建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインに配慮※4する計画である。	<施策※1> 火災への特別な対策(ガス消火など) / 浸水への特別な対策(防潮堤、止水版など) / 強風への特別な対策(ビル風対策など) / 落雷への特別な対策(高度な雷保護など) / 構造体に係る業務継続のための特別な対策(免震又は制振構造) / ライフラインに係る業務継続のための特別な対策(電力の多回線引込み、自家発電用オイルタンク容量7日以上対応、外部電源車からの引込接続対応)
			B	充実した取組がなされている。		建築物移動等円滑化誘導基準を満たす計画である。	
			C	一般的な取組がなされている。		建築物移動等円滑化基準を満たす計画である。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。	
			D	一般的な取組がなされていない。			
防災性		A	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、特に防災に配慮した取組が行われている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。			
		B	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に配慮した取組が行われている。	右の施策が1つ取り組まれている。			
		C	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた整備など、一般的な取組が行われている。			
		D	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされていないなど、防災に関する一般的な取組が行われていない。				
経済性	耐用・保水性	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	<施策※1> 将来の模様替えに配慮した階高の確保 / 将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 / 稼働間仕切の活用 / 清掃を容易にするための取組(光触媒など)		
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。			
		C	一般的な取組がなされている。	一般的な設計上の工夫が行われている。 (設備配管スペースの確保、外壁のタイル仕上、建物の配置上の配慮、事務室の無柱化など)			
		D	一般的な取組がなされていない。				

※1 評価の実施主体が評価(案)を作成する際に、個別の事業特性に応じて本表に記載のない施策を評価に加えることを妨げない。

※2 「官庁施設の環境保全性基準」(平成29年3月22日付け国営環第14号)のうち2. 3. (2)による。

※3 「公共建築における木材の利用促進のための計画」(平成28年4月1日 国土交通省)による。

※4 「建築設計基準」(平成26年3月31日 国営整第243号)のうち2. 2. 3(2)、2. 7. 2(2)(3)、2. 8. 4(2)による。